

【育成が必要となることの証明書類】

育成が必要な状況		入会できる要件	証明する書類
1	就労（居宅外） 育児休業	休憩時間を除いた <u>実労働時間月 80 時間以上かつ</u> <u>月平均 15 日以上（就労要件を満たし、復帰を前提とした育児休業中を含む。）</u> ※在宅勤務の場合、自営業と同様の証明書類を提出してください。	1 就労証明書（育児休業中の場合は育児休業取得期間の記載があるもの。証明日が3か月以内であれば向日市立保育所入会申請用のコピーも可。） 2 変則勤務の場合は、スケジュール表又は直近3か月のシフト表
	就労 （自営業・居宅内）		1 就労証明書（上記と同じ） 2 次のいずれか（名刺は不可） (1) 前年の確定申告書（第1表のコピー）、e-Tax（受信通知など） (2) 開業届・営業許可証等のコピー 3 自営業等に関する就労状況申出書
2	就学	<u>月 80 時間以上かつ</u> <u>月平均 15 日以上の授業等</u> ※児童の兄弟姉妹が就学の場合はありません。	1 入会する年度の在学証明書（学生証のコピーも可） 2 時間割 ※4月から児童会入会と同時に入学予定の方は、入学決定通知のコピーと履修内容が確認できる書類等
3	保護者の病気 （入院・通院）	放課後に育成が困難である場合	診断書（留守家庭児童会入会申請用）
	家族の看護・介護		1 介護・看護状況届出書 2 ケアプラン等のコピー
4	出産	<u>出産予定日の産前産後 8 週間</u> 多胎児妊娠の場合は産前 14 週間	1 母子手帳の母親の氏名、分娩予定日が分かるページのコピー（出産後） 2 分娩日がわかる書類（コピー可）

【ご注意】

- ・就労先が複数ある場合は、全ての事業所の就労証明書を提出してください。
- ・土曜利用希望の方は、土曜日勤務の頻度についての証明が必要です。事業者现就労証明書備考欄等への記載を依頼してください。
- ・今後の就労見込を提出した場合は、入会してから就労後、直近3か月分の就労証明書（実績）の提出が必要です。提出がない、遅れるなどの場合は、退会となることがあります。
- ・病院の任意様式の診断書を提出する場合は、児童の育成が困難である等の診断と育成できない期間の記載が必要です。